

令和 8 年（2026 年） 7 月 24 日

開庁時間の変更の試行実施について

本市では、これまで行政手続きのオンライン申請やコンビニ交付など、「行かない市役所・書かない窓口」の推進により、市民サービスの向上に努めてきました。

今回、更なる業務改善等に取り組むため、11 月 2 日から、試行的に開庁時間（窓口受付時間）を変更します。試行期間中には、市民の皆様へ開庁時間の変更に伴う課題等に関するアンケートを実施する予定です。なお、試行期間において改善効果が見込まれる場合は、令和 9 年 5 月 1 日から本格運用する予定です。

【開庁時間】

<現状> 9：00～17：30 ⇒ <変更後> 9：00～16：30

試行期間	令和 8 年 11 月 2 日～令和 9 年 4 月 30 日（半年間）
対象日	平日（年末年始、祝日を除く）※土曜開庁は現行のとおり
対象施設	市役所・ニュータウン連絡所・保健センター
電話受付	9：00～16：30（開庁時間と同様）

問い合わせ 企画・情報政策グループ（担当／辻） ☎ 072-366-0011